

I 調査の概要及び利用上の注意

1 調査の概要

茨城県常住人口調査は、国勢調査の間における市町村ごとの人口及び世帯数の移動状況を明らかにするため、毎月市町村から報告を得て推計している。

この報告書は、このうち平成19年の結果について取りまとめたものである。

(1) 推計方法

この調査は、国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、これに毎月、住民基本台帳法及び外国人登録法に基づき届け出のあった出生、死亡、転入、転出者数及び世帯の増減数を加えて推計している。

(2) 集計事項及び公表体系

[刊行物として公表するもの]

周 期	刊 行 物 名	集 計 事 項
毎 月 (1日現在)	「茨城県の人口と世帯（推計）」 (月報)	1 毎月1日現在市町村別世帯数 2 毎月1日現在市町村及び男女別人口 3 前月中の市町村別人口動態 (人口増加、出生、死亡、転入及び転出者数)
毎 年 (暦年)	「茨城県の人口 －茨城県常住人口調査結果報告書－」 (年報)	本書目次の「Ⅲ統計表」欄を参照されたい。

[閲覧により公表するもの]

周 期	公 表 内 容	集 計 事 項
毎 月	月別集計に関するもの 注)	1 従前の住所地（県内市町村，都道府県）別転入者数 2 転出先の住所地（県内市町村，都道府県）別転出者数 3 年齢（5歳階級，4階層）別移動状況 (出生，死亡，転入，転出者数)
四半期毎	年齢別人口に関するもの	年齢各歳別人口（各歳は0～99歳まで表章）

注) 市町村及び男女別に集計し、県統計課において閲覧に供するとともに、該当市町村に対して四半期毎に送付している。

2 利用上の注意

平成 17 年 10 月 1 日現在で国勢調査が実施され、その結果（確定値）が総務省から公表（平成 18 年 9 月 15 日総務省告示第 496 号）されたため、茨城県常住人口調査規則（昭和 45 年茨城県規則第 28 号）第 8 条の規定に基づき、平成 17 年 10 月 1 日現在の人口及び世帯数は国勢調査結果（確定値）の数値を用いている。従って、平成 17 年 11 月 1 日以後の人口及び世帯数の数値は、平成 17 年国勢調査結果（確定値）が基礎となっている。

なお、人口動態に関する数値については、昭和 55 年以前は外国人を含めず別掲しているが、昭和 56 年以降はそれぞれの動態に含めてある。

(1) 用語の説明

- ア 出生者…市町村長が出生届又は出生の通知により住民票に記載した者及び外国人登録法に基づく出生の届出により登録申請を受け登録原票に記載した者。
- イ 死亡者…市町村長が死亡届又は死亡の通知により住民票から削除した者及び外国人登録法に基づく死亡の届出により外国人登録証明書が返納された者。
- ウ 転入者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転入届により住民票に記載した者及び同法に基づき職権で住民票に記載した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により登録証明書に住所を記入した者及び入国の届出により外国人登録原票に記載した者。
- エ 転出者…市町村長が住民基本台帳法に基づく転出届により住民票から削除した者及び同法に基づき職権により住民票から削除した者並びに外国人登録法に基づく居住地変更登録申請により新住所地の市町村長に登録原票を送付した者及び外国人出入国通知書に記載された者。

オ 増減数及び増減率等の算出方法

人口増減数	=	自然増減数 + 社会増減数
人口増減率 (%)	=	$\frac{\text{人口増減数}}{\text{19年1月1日現在人口}} \times 100$
世帯数増減率 (%)	=	$\frac{\text{世帯数減数}}{\text{19年1月1日現在世帯数}} \times 100$
性 比	=	$\frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$
自然増減数	=	出生者数 - 死亡者数
自然増減率 (%)	=	$\frac{\text{自然増減数}}{\text{19年1月1日現在人口}} \times 100$
出生率 (‰)	=	$\frac{\text{出生者数}}{\text{19年1月1日現在人口}} \times 1,000$
死亡率 (‰)	=	$\frac{\text{死亡者数}}{\text{19年1月1日現在人口}} \times 1,000$
社会増減数	=	転入者数 - 転出者数
社会増減率 (%)	=	$\frac{\text{社会増減数}}{\text{19年1月1日現在人口}} \times 100$
移動数	=	転入者数 + 転出者数
移動率 (%)	=	$\frac{\text{移動数}}{\text{19年1月1日現在人口}} \times 100$

注) 比率が相互に一致しない場合があるのは四捨五入によるものである。

(2) 社会増減の推計方法

県の社会増減の推計方法には二つの方法がある。一つは、県内市町村間の転入、転出者数には差し引き増減がないものとして取り扱い、他県との間の転入、転出者数との差のみを捉えて県人口を計算する方法である(下記Aによる方法)。総務省統計局などではこの方法を採用しているが、この方法では県内市町村間の転入、転出は同数として把握することとなり、現実には転入及び転出届のずれなどがあるため、市町村別人口の積み上げ数字が県人口と一致しなくなる。

もう一つは、県人口を市町村別人口の合計と一致させるため、市町村別増減数を積み上げて計算する方法である。(下記Bによる方法)。茨城県常住人口調査ではこの方法を採用している。

A 県社会増減数 = 県外からの転入者数 - 県外への転出者数

B 県社会増減数 = Σ (市町村別増減数 = 市町村外からの転入者数 - 市町村外への転出者数)

(3) 住民基本台帳による人口及び世帯数との相違

常住人口調査による人口及び世帯数との相違としては、第1に常住人口調査による人口及び世帯数が、基礎としている国勢調査に準拠し外国人を含む総人口であるのに対し、住民基本台帳による人口及び世帯数は日本人のみである。

第2に国勢調査では、3か月以上そこに住んでいるか又は住むことになっている人を調査の対象としているのに対し、住民基本台帳人口は、あくまでも台帳に記載されている人の数を対象としている。従って、3か月以上入院している人の扱いの違いや、記載地と実際の住所地が必ずしも一致していない場合があり、実態としては若干異なる結果となっている。

また、国勢調査では昭和55年から会社等の寮は1人1世帯とし、学生寮や施設などについては1棟1世帯としているのに対し、住民基本台帳では全て1人1世帯としているなど、世帯数の取り扱いについても若干異なっている。常住人口調査では国勢調査結果を基準に、その後の住民基本台帳等における移動を加減して推計しているため、利用にあたっては留意されたい。

(4) 人口動態統計による出生数及び死亡者数との相違

人口動態統計(茨城県保健福祉部所管)では、出生及び死亡者数について、当該年の1月1日から翌年1月14日までに届け出られたもののうち当該年に発生した数を取りまとめる、いわゆる発生主義をとっているのに対し、常住人口調査では早期集計の立場から、当該年(月)中に届出のあったものをその年(月)の数とするいわゆる届出主義をとっている。発生日と届出日のずれなどから両者の数は一致しない。

(5) 使用記号

—	数値が0であるもの
0.0, 0.00	該当数値が掲載単位未満
…	不詳
△	負数
*	該当数値のないもの

(6) 県内地域区分

平成 19 年 10 月 1 日現在	
県北地域	日立市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡
県央地域	水戸市 笠間市 小美玉市 東茨城郡
鹿行地域	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市
県南地域	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡
県西地域	古河市 結城市 下妻市 常総市 筑西市 坂東市 桜川市 結城郡 猿島郡

Ⅱ 調査結果の概要

1 人口の動向

(1) 総人口

本県の人口は、平成19年中に1,157人減少し、平成20年1月1日現在で2,971,616人となった。人口増減率は $\Delta 0.04\%$ となっている。

人口増減の内訳は、自然動態で976人の減少(増減率 $\Delta 0.03\%$)、社会動態で181人の減少(同 $\Delta 0.01\%$)である。

男女別人口の内訳を見ると、男が767人の減少(増減率 $\Delta 0.05\%$)、女が390人の減少(同 $\Delta 0.03\%$)であり、この結果、平成20年1月1日現在で男1,477,964人、女1,493,652人となっている。(統計表第4表)

(2) 性比及び人口密度

平成19年10月1日現在の性比は99.0であり、前年同月と同じであった。

また、平成19年10月1日現在の人口密度は487.4人/km²であり、前年同月を0.1ポイント下回った。(統計表第1表)

(3) 地域別人口

市部及び郡部別に見た平成19年中の人口増減は、市部が203人の増加(増減率0.01%)、郡部が1,360人の減少(同 $\Delta 0.47\%$)であった。この結果、平成20年1月1日現在の人口は市部が2,685,103人、郡部が286,513人となっており、県人口に占める割合は市部が90.4%、郡部が9.6%となっている。

次に、県内5地域別の人口増減を見ると、県北地域が3,239人の減少(増減率 $\Delta 0.50\%$)、県央地域が649人の減少(同 $\Delta 0.14\%$)、鹿行地域が395人の増加(同0.14%)、県南地域が5,068人の増加(同0.52%)、県西地域が2,732人の減少(同 $\Delta 0.47\%$)であった。この結果、各地域の県人口に占める割合は平成20年1月1日現在で県北地域が21.8%(648,813人)、県央地域が15.9%(473,820人)、鹿行地域が9.4%(279,820人)、県南地域が33.2%(986,191人)、県西地域が19.6%(582,972人)となっている。(統計表第4表)

(4) 市町村別人口

市町村別の人口増減を見ると、12市2町村で増加、20市10町村で減少であった。最も増加数の多い市町村はつくば市(3,480人)であり、以下、守谷市(1,486人)、つくばみらい市(1,258人)、牛久市(1,053人)、神栖市(792人)の順となっている。

一方、最も減少数の多い市町村は日立市($\Delta 1,808$ 人)であり、以下、筑西市($\Delta 773$ 人)、取手市($\Delta 728$ 人)、稲敷市($\Delta 663$ 人)、石岡市($\Delta 655$ 人)の順となっている。

人口増減率を見ると、最も増加率の高い市町村はつくばみらい市(3.09%)であり、以下、守谷市(2.64%)、つくば市(1.71%)、牛久市(1.35%)、東海村(1.01%)の順となっている。

逆に最も減少率の高い市町村は大子町($\Delta 2.26\%$)であり、以下、河内町($\Delta 1.39\%$)、利根町($\Delta 1.38\%$)、稲敷市($\Delta 1.36\%$)、五霞町($\Delta 1.29\%$)の順となっている。(表-1)

2 自然動態

(1) 自然増減

平成19年中の自然動態は、出生25,374人、死亡26,350人で976人の減少となった。自然増減率は△0.03%となっている。

5地域別の自然増減率を見ると、県南地域が0.08%と最も高く、以下、県央地域△0.01%、鹿行地域△0.06%、県北地域△0.10%、県西地域△0.14%の順となっている。

市町村別の自然増減率については、守谷市が0.53%と最も高く、以下、東海村(0.49%)、つくば市(0.43%)、神栖市(0.36%)、牛久市(0.32%)の順となっている。(統計表第6表及び表-3)

(2) 出生

平成19年中の出生者数は25,374人(男13,039人、女12,335人)、出生率は8.5%であった。

5地域別の出生率を見ると、県央地域が8.8‰と最も高く、以下、県南地域(8.7‰)、鹿行地域(8.5‰)、県西地域(8.4‰)、県北地域(8.3‰)の順となっている。

市町村別の出生率を見ると、東海村が11.5‰と最も高く、以下、神栖市(11.1‰)、守谷市(10.6‰)、つくば市(10.5‰)、ひたちなか市(10.1‰)の順となっている。(表-3)

(3) 死亡

平成19年中の死亡者数は26,350人(男14,332人、女12,018人)、死亡率は8.9‰であった。

5地域別の死亡率を見ると、県西地域が9.8‰と最も高く、以下、県北地域(9.3‰)、鹿行地域(9.2‰)、県央地域(8.9‰)、県南地域(7.9‰)の順となっている。

市町村別の死亡率を見ると、大子町が16.1‰と最も高く、以下、大洗町(12.5‰)、桜川市(12.1‰)、河内町、銚田市(11.9‰)の順となっている。(表-3)

表-3 自然増減、出生率及び死亡率順位(平成19年)

(自然増減率)

順位	上位5市町村		下位5市町村	
	市町村名	自然増減率(%)	市町村名	自然増減率(%)
1	守谷市	0.53	大子町	△1.14
2	東海村	0.49	河内町	△0.71
3	つくば市	0.43	常陸太田市	△0.62
4	神栖市	0.36	五霞町	△0.60
5	牛久市	0.32	行方市	△0.58

(出生率)

順位	上位5市町村		下位5市町村	
	市町村名	出生率(%)	市町村名	出生率(%)
1	東海村	11.5	利根町	4.2
2	神栖市	11.1	五霞町	4.5
3	守谷市	10.6	常陸太田市	4.7
4	つくば市	10.5	大子町	4.7
5	ひたちなか市	10.1	河内町	4.8

(死亡率)

順位	上位5市町村		下位5市町村	
	市町村名	死亡率(%)	市町村名	死亡率(%)
1	大子町	16.1	守谷市	5.3
2	大洗町	12.5	つくば市	6.2
3	桜川市	12.1	牛久市	6.2
4	河内町	11.9	東海村	6.6
5	銚田市	11.9	ひたちなか市	7.1

県内間移動を見ると、県南地域では他の4地域に対してすべて転入超過であった。
 県外間移動を見ると、近隣都県への転出超過数は東京都が2,791人で最も多く、以下、千葉県(937人)、栃木県(520人)、神奈川県(443人)、埼玉県(174人)の順となっている。5地域別に見ると、鹿行地域、県南地域が転入超過であり、他の地域は転出超過であった。(表-5)

表-5 県内及び県外(近隣都県)別地域間移動数及び超過数(平成19年)

地 域	茨城県		県北地域		県央地域		鹿行地域		県南地域		県西地域			
	移動数(人)	構成比(%)	移動数(人)	構成比(%)	移動数(人)	構成比(%)	移動数(人)	構成比(%)	移動数(人)	構成比(%)	移動数(人)	構成比(%)		
全体	転入計	123,663	100.0	19,861	100.0	20,040	100.0	11,606	100.0	52,221	100.0	19,935	100.0	
	転出計	123,846	100.0	22,621	100.0	20,168	100.0	11,021	100.0	48,272	100.0	21,764	100.0	
	超過数	△183	-	△2,760	-	△128	-	585	-	3,949	-	△1,829	-	
県内	転入者数	県内計	55,037	44.5	10,812	54.4	10,585	52.8	3,863	33.3	22,277	42.7	7,500	37.6
		県北地域	12,249	9.9	6,447	32.5	3,727	18.6	387	3.3	1,350	2.6	338	1.7
		県央地域	10,014	8.1	2,885	14.5	3,292	16.4	696	6.0	2,518	4.8	623	3.1
		鹿行地域	4,012	3.2	296	1.5	663	3.3	2,026	17.5	876	1.7	151	0.8
		県南地域	20,545	16.6	901	4.5	2,186	10.9	617	5.3	14,883	28.5	1,958	9.8
		県西地域	8,217	6.6	283	1.4	717	3.6	137	1.2	2,650	5.1	4,430	22.2
	転出者数	県内計	55,091	44.5	12,308	54.4	9,924	49.2	3,998	36.3	20,624	42.7	8,237	37.8
		県北地域	10,808	8.7	6,463	28.6	2,840	14.1	297	2.7	921	1.9	287	1.3
		県央地域	10,609	8.6	3,755	16.6	3,270	16.2	657	6.0	2,194	4.5	733	3.4
		鹿行地域	3,877	3.1	388	1.7	695	3.4	2,016	18.3	637	1.3	141	0.6
		県南地域	22,289	18.0	1,356	6.0	2,499	12.4	873	7.9	14,911	30.9	2,650	12.2
		県西地域	7,508	6.1	346	1.5	620	3.1	155	1.4	1,961	4.1	4,426	20.3
	超過数	県内計	△54	*	△1,496	*	661	*	△135	*	1,653	*	△737	*
		県北地域	1,441	*	△16	*	887	*	90	*	429	*	51	*
		県央地域	△595	*	△870	*	22	*	39	*	324	*	△110	*
鹿行地域		135	*	△92	*	△32	*	10	*	239	*	10	*	
県南地域		△1,744	*	△455	*	△313	*	△256	*	△28	*	△692	*	
県西地域		709	*	△63	*	97	*	△18	*	689	*	4	*	
県外	転入者数	県外総数	68,626	55.5	9,049	45.6	9,455	47.2	7,743	66.7	29,944	57.3	12,435	62.4
		福島県	2,137	1.7	741	3.7	418	2.1	118	1.0	643	1.2	217	1.1
		栃木県	3,867	3.1	413	2.1	471	2.4	97	0.8	876	1.7	2,010	10.1
		埼玉県	6,507	5.3	726	3.7	935	4.7	461	4.0	2,679	5.1	1,706	8.6
		千葉県	9,899	8.0	837	4.2	1,029	5.1	1,939	16.7	5,149	9.9	945	4.7
		東京都	11,083	9.0	1,434	7.2	1,651	8.2	954	8.2	5,673	10.9	1,371	6.9
		神奈川県	5,215	4.2	785	4.0	669	3.3	596	5.1	2,541	4.9	624	3.1
		その他の道府県	29,918	24.2	4,113	20.7	4,282	21.4	3,578	30.8	12,383	23.7	5,562	27.9
	転出者数	県外総数	68,755	55.5	10,313	45.6	10,244	50.8	7,023	63.7	27,648	57.3	13,527	62.2
		福島県	1,654	1.3	676	3.0	342	1.7	76	0.7	403	0.8	157	0.7
		栃木県	4,387	3.5	485	2.1	523	2.6	126	1.1	865	1.8	2,388	11.0
		埼玉県	6,681	5.4	844	3.7	1,032	5.1	353	3.2	2,155	4.5	2,297	10.6
		千葉県	10,836	8.7	1,156	5.1	1,377	6.8	1,629	14.8	5,447	11.3	1,227	5.6
		東京都	13,874	11.2	2,404	10.6	2,312	11.5	1,048	9.5	6,207	12.9	1,903	8.7
		神奈川県	5,658	4.6	1,049	4.6	969	4.8	528	4.8	2,363	4.9	749	3.4
その他の道府県		25,665	20.7	3,699	16.4	3,689	18.3	3,263	29.6	10,208	21.1	4,806	22.1	
超過数	県外総数	△129	*	△1,264	*	△789	*	720	*	2,296	*	△1,092	*	
	福島県	483	*	65	*	76	*	42	*	240	*	60	*	
	栃木県	△520	*	△72	*	△52	*	△29	*	11	*	△378	*	
	埼玉県	△174	*	△118	*	△97	*	108	*	524	*	△591	*	
	千葉県	△937	*	△319	*	△348	*	310	*	△298	*	△282	*	
	東京都	△2,791	*	△970	*	△661	*	△94	*	△534	*	△532	*	
	神奈川県	△443	*	△264	*	△300	*	68	*	178	*	△125	*	
	その他の道府県	4,253	*	414	*	593	*	315	*	2,175	*	756	*	

注1) 転入は表側から表頭への、また転出は表頭から表側への移動者数である。

2) 県内の転入者数及び転出者数は、各市町村ごとの転入者数及び転出者数を積み上げ、それを5地域別及び県全体で表したものである。

3) 超過数とは、以下の内容を意味するものである。

- ・表頭から表側に対しては、正の数は転入超過を表し、負の数は転出超過を表すものである。
- ・表側から表頭に対しては、正の数は転出超過を表し、負の数は転入超過を表すものである。

4) その他の県には国外を含む。

5) その他の移動者(従前の住所地なし、転出先不明等)数は含まない。

(4) 年齢別社会動態

平成 19 年中の県内における年齢別転入及び転出者数を 5 歳階級別に見ると、20 歳～24 歳 (2,025 人) 及び 25 歳～29 歳 (398 人) において転出超過が多くなっている。転出超過数を各歳別に見ると、22 歳が 1,181 人の転出超過 (転入 4,906 人, 転出 6,087 人) と最も多く、次いで 23 歳が 418 人 (転入 4,655 人, 転出 5,073 人), 20 歳が 277 人 (転入 3,078 人, 転出 3,355 人) となっている。(統計表第 13 表及び図 - 5)

地域別の社会増減数を 5 歳階級別に見ると、県北地域、県央地域、県南地域、県西地域では 20 歳～24 歳、鹿行地域では 15 歳～19 歳の転出超過が多くなっている。(図 - 6)

図 5 年齢(5 歳階級)別転入及び転出者数

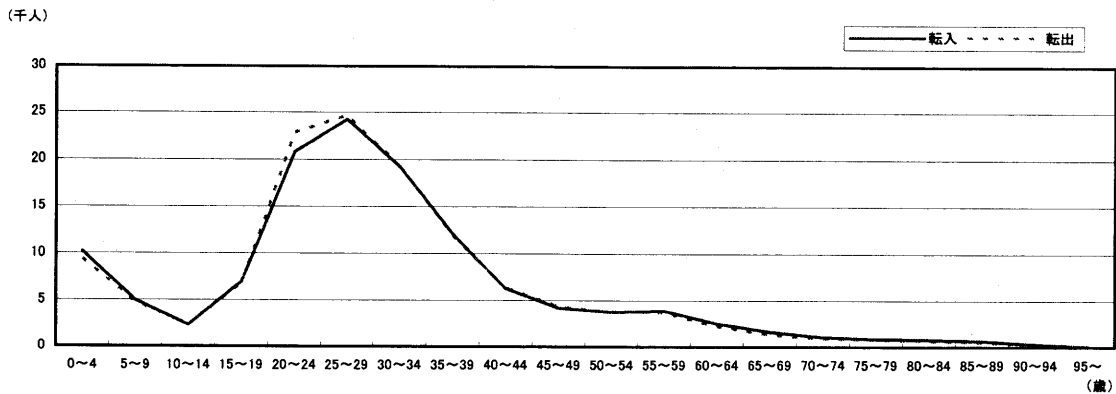
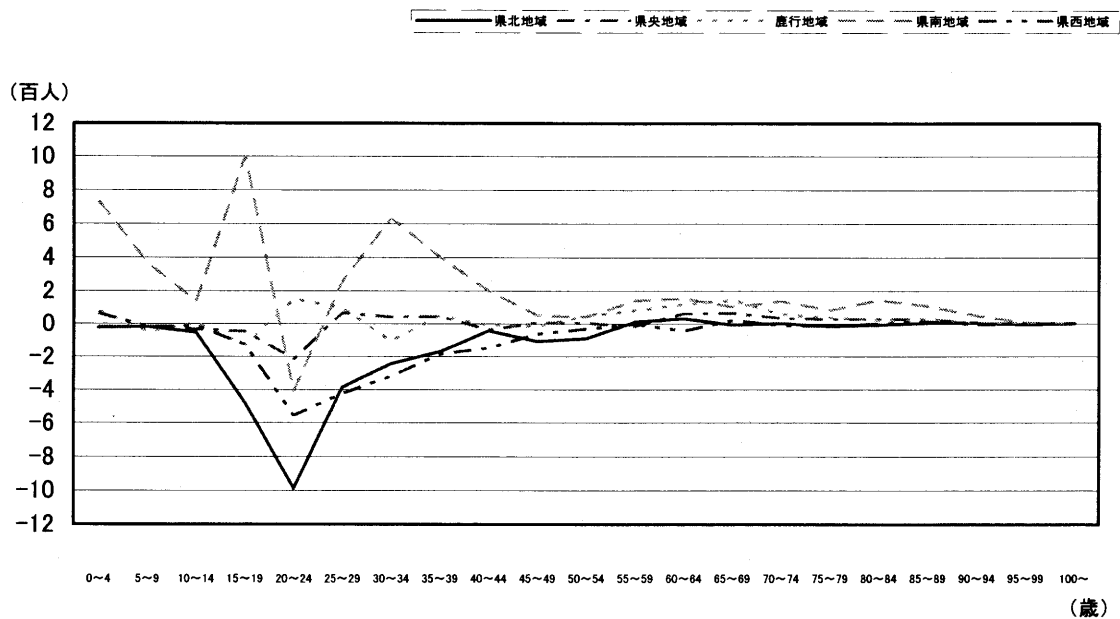


図 6 地域及び年齢(5 歳階級)別社会増減数(平成 19 年)



4 世帯数, 1 世帯あたり人員

平成 20 年 1 月 1 日現在の世帯数は 1,063,585 世帯であり, 平成 19 年中に 14,621 世帯増加し, 増減率は 1.39% となっている。(統計表第 4 表)

1 世帯あたり人員については, 平成 19 年 10 月 1 日現在 2.80 人となっている。(統計表第 1 表及び図-7)

図7 人口増減率及び世帯数増減率の推移

